平成２７年（再ロ）第８号

広島市東区戸坂新町２丁目１番27―304号

再生債務者　中尾　政彦

1　決定年月日時　平成28年２月９日午後５時

2　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。

3　再生債権の届出期間　平成28年３月８日まで

4　一般異議申述期間　平成28年３月15日から平成28年３月29日まで

広島地方裁判所民事第４部

平成２８年（再ロ）第１号

福島市森合字高野16番地の21

再生債務者　武士　克巳

1　決定年月日時　平成28年２月10日午後１時

2　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。

3　再生債権の届出期間　平成28年３月９日まで

4　一般異議申述期間　平成28年３月23日から平成28年４月６日まで

福島地方裁判所

給与所得者等再生による再生計画案についての意見聴取

平成２７年（再ロ）第３号

山形市瀬波１丁目３番19号

再生債務者　片桐　章浩

1　意見聴取に付する再生計画案　平成28年２月３日付け再生計画案

2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由

3　２の書面の提出期間　平成28年３月１日まで

平成28年２月９日　　山形地方裁判所民事部

平成２７年（再ロ）第２号

千葉県佐倉市井野1418番地２　メロディーハイム志津204号室

再生債務者　瓜生　　誠

1　意見聴取に付する再生計画案　平成28年２月３日付け再生計画案

2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由

3　２の書面の提出期間　平成28年３月１日まで

平成28年２月９日　千葉地方裁判所佐倉支部

平成２７年（再ロ）第４号

静岡県浜松市中区高丘北１丁目54番18号　メゾンドゥリベルテ201

再生債務者　山田　友紀

1　意見聴取に付する再生計画案　平成28年２月２日付け再生計画案

2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由

3　２の書面の提出期間　平成28年３月２日まで

平成28年２月10日

静岡地方裁判所浜松支部再生係

平成２７年（再ロ）第７号

静岡県浜松市北区細江町気賀8231番地の１

再生債務者　加藤みゆき

1　意見聴取に付する再生計画案　平成28年２月２日付け再生計画案

2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由

3　２の書面の提出期間　平成28年３月２日まで

平成28年２月10日

静岡地方裁判所浜松支部再生係

平成２７年（再ロ）第５号

鹿児島県鹿児島市石谷町2482番地16（サンライフ21　102号）

再生債務者　土元　貴善

1　意見聴取に付する再生計画案　平成28年１月21日付け再生計画案

2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由

3　２の書面の提出期間　平成28年３月９日まで

平成28年２月10日

鹿児島地方裁判所民事第３部再生係

給与所得者等再生による再生計画認可

平成２７年（再ロ）第３号

岐阜県郡上市美並町高砂41番地

再生債務者　可児　　武

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　平成28年２月３日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成28年２月９日　　岐阜地方裁判所

平成２７年（再ロ）第３号

奈良県香芝市畑３丁目699番地１

再生債務者　飯沼都良夫

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　平成28年２月４日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成28年２月８日

奈良地方裁判所葛城支部破産係

教育職員免許状失効公告

教育職員免許法（昭和24年法律第147号）第10条第１項第２号の規定により、次の免許状は失効した。

平成28年２月19日　　長崎県教育委員会

1　氏名　杉本　直謙、本籍地　長崎県

(1)　小学校教諭一種免許状

免許状の番号　平２小一第67号

授与年月日　平成３年３月23日

授与権者　佐賀県教育委員会

(2)　中学校教諭一種免許状（理科）

免許状の番号　平２中一第107号

授与年月日　平成３年３月23日

授与権者　佐賀県教育委員会

(3)　高等学校教諭一種免許状（理科）

免許状の番号　平２高一第135号

授与年月日　平成３年３月23日

授与権者　佐賀県教育委員会

(4)　幼稚園教諭二種免許状

免許状の番号　平２幼二第268号

授与年月日　平成３年３月23日

授与権者　佐賀県教育委員会

2　失効年月日　平成28年１月22日

会社その他の公告

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散する。

合併の効力発生日は平成二十八年四月一日であり、各当事会社の株主総会の承認決議（会社法第三一九条第一項に基づく簡易合併の決議）は平成二十八年二月十八日に終了して全員の同意）は平成二十八年三月十八日に終了しております。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

(甲)　掲載紙　官報

掲載の日付　平成二十七年六月十九日

掲載頁　八十八頁（号外第一三七号）

(乙)　http://panasonic.co.jp/es/pesheg/koukoku/index.html

平成二十八年二月十九日

東京都品川区大井一丁目二八番一号

(甲)　パナソニックＥＳ集合住宅エンジニアリング株式会社

代表取締役　眞殿　秀一

大阪市中央区城見二丁目一番六二号

(乙)　パナソニックホームエンジニアリング株式会社

代表取締役　大岡　圭裕

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することについたしましたので公告いたします。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

(甲)　掲載紙　官報

掲載の日付　平成二十七年六月二十三日

掲載頁　一二七頁（号外第一三九号）

(乙)　掲載紙　官報

掲載の日付　平成二十七年七月十三日

掲載頁　一三九頁（号外第一五六号）

平成二十八年二月十九日

東京都港区芝大門一丁目三番二号

(甲)　株式会社ジュリーテック

静岡県藤枝市横内九八四番二号

代表取締役社長　木野下有司

(乙)　静岡ベニヤ株式会社

代表取締役社長　柴田　義則

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することについたしましたので公告いたします。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

(甲)　掲載紙　官報

掲載の日付　平成二十七年六月二十日

掲載頁　一二七頁（号外第一三九号）

(乙)　掲載紙　官報

掲載の日付　平成二十七年七月十三日

掲載頁　一三九頁（号外第一五一号）

平成二十八年二月十九日

東京都大田区羽田空港三丁目五番二号

(甲)　株式会社ＪＡＬグランドサービス

代表取締役　中村　泰寛

東京都大田区羽田空港三丁目五番二号

(乙)　株式会社ＪＡＬグランドサービス

東京　代表取締役　中村　泰寛

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することについたしましたので公告いたします。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

(甲)　掲載紙　官報

掲載の日付　平成二十七年六月二十三日

掲載頁　一二七頁（号外第一三九号）

(乙)　掲載紙　官報

掲載の日付　平成二十七年七月十三日

掲載頁　一三九頁（号外第一五六号）

平成二十八年二月十九日

東京都港区芝大門一丁目三番二号

(甲)　株式会社ジュリーテック

静岡県藤枝市横内九八四番二号

代表取締役社長　木野下有司

(乙)　静岡ベニヤ株式会社

代表取締役社長　柴田　義則